第1条【参加資格】

(1). 第 23 回秋祭参加団体(以下、参加者)とは、本規約を承諾した上で参加希望書を出し、慶應義塾大学第 23 回 秋祭実行委員会(以下、当実行員会)が承認した団体を指す。

参加資格のある団体は以下の通りである。

- ① 慶應義塾大学の公認・未公認団体、上部・福利厚生団体
- ② 慶應義塾大学の研究会・ゼミ
- ③ その他交流団体・個人※

※その他交流団体・個人とは、当実行委員会と直接交流の実績がありかつ当実行員会及び SL 委員会の承認 が得られた団体・個人を指す。

- (2)、参加者は、2名以上(個人の場合は1人でも可)を秋祭担当とし、当実行員会に連絡先等を知らせる義務を負う。
- (3). 当実行委員会は、以下に該当する団体・個人の参加を拒否することがある。
 - ① 個人情報の収集を主な目的とした団体・個人
 - ② 特定の政治団体、宗教団体に偏向した団体・個人
 - ③ 営利目的に偏っている団体・個人
 - ④ 秋祭・七夕祭共通参加資格停止リストに記載されている団体・個人
 - ⑤ その他、当実行委員会が参加者として不適当であると判断した団体・個人

第2条【参加形式】

- (1). 参加者は以下の形式で秋祭に参加することができる。
 - ① 模擬店参加 屋外で食品または物品を販売する場合
 - ② ステージ参加 野外ステージ(Sステージ/Mステージ)及び θ 館ステージを使用する場合 詳細については(2)を参照のこと。
 - ③ 教室企画参加 教室を使用する場合

使用できる施設については第6条【使用施設】を参照のこと。

- ④ その他 ①~③以外の形式での参加はすべてその他とする。
- (2). ステージ参加は以下の形式で参加することができる。
 - ① Sステージ サブウェイ裏、 Ω 館横に θ 館側へ向けて設置
 - ② Mステージ メディアセンター・ITC 裏に芝生広場に向けて設置
 - ③ θ 館ステージ θ 館を使用する場合

第3条【参加運営費】

- (1). 参加者は、当実行員会が企画ごとに定める参加運営費を指定された期日までに支払う義務を負う。
- (2). 模擬店と教室企画の参加運営費は、主に共同備品の購入、総会資料の印刷費、秋祭の運営費等に充てられる。
- (3). 模擬店と教室企画の参加運営費は以下の通りである。

模擬店と教室企画の参加運営費は参加費と場所代から成る。

控室の使用は一部屋までで、複数の控室を使用する参加者は別途場所代を支払わなければならない。

	参加費	場所代	合計	備考
模擬店参加	7,000 円	1,000 円	8,000 円	1日参加は参加運営費を半額とする
教室企画参加	7,000 円	1,000 円	8,000 円	1日参加は参加運営費を半額とする
その他	応相談			

- (4). ステージ企画の参加運営費は、主にステージの設営費、総会資料の印刷費、秋祭の運営費等に充てられる。
- (5). ステージ参加の参加運営費は以下の通りである。

ステージ参加の参加運営費は参加費と出演時間に応じて変動する場所代から成る。

	参加費	場所代
Sステージ	4,000 円	1,200 円 / 15 分
M ステージ	4,000 円	1,200 円 / 15 分
θ 館ステージ	4,000 円	3,000 円 / 1 企画

- (6). ステージ中に使用する楽器類が足りない、もしくは楽器類を所有していない参加者は、当実行委員会が業者 にレンタルを申し込むので、その旨を当実行委員会に申請すること。但し、その際にかかるレンタル費用に 関しては全額参加者の負担となる。また、同じ楽器類の使用を希望する参加者が複数いる場合は、レンタル 費用を折半することも可能である。
- (7). 2 つ以上の企画に参加する場合は、2 つ目の企画の参加費は取らず場所代のみ徴収する。
- (8). 新規参加団体は参加費を半額とする。

第4条【参加の取り止め】

参加を取りやめる場合は当実行委員に連絡すること。

その場合の参加運営費の扱いについては以下の要領に従う。

8月31日 23時59分まで:全額返金

9月 1日 00時 00分以降:全額没収

第5条【使用施設】

- (1). 教室企画参加の場合、使用施設はκ、ε、ι、οの講義教室とする。 施設の使用を希望する場合は事前に使用希望施設・場所を当実行委員会に申請すること。
- (2). (1).以外の施設の使用を希望する場合も、当実行委員会へ申請すること。
- (3). 参加者・個人の使用する施設の最終決定権は、当実行委員会が有する。
- (4). 以下の場合は、希望施設を使用できない場合がある。
 - ① 複数の参加者が同じ場所を希望した場合
 - ② 学校側の要請・制約等の理由により、場所が使用できない場合
 - ③ その他、当実行委員会が不適当だと判断した場合
- (5). 模擬店参加の場合、原則としてテントは $3.6 \text{m} \times 5.4 \text{m}$ のものを使用し、1 企画につきテント半分のスペース を割り当てる。

電力使用の関係上模擬店の配置位置に関しては、参加者は希望を出すことはできない。

第6条【企画】

- (1). 参加者は規格の詳細に関して当実行委員会に事前に書類を提出し、当実行委員会から許可を得る義務を負う。
- (2). 事前に当実行委員会の許可を得ていない企画や販売等を行うことは一切認められない。
- (3). 以下のような企画は原則認められない。
 - ① 特定の政治団体、宗教団体に偏向している企画
 - ② 特定の企業名、商品名、商標等の広報を目的としている企画
 - ③ 参加者又は来場者の怪我の恐れのある企画
 - ④ 学内で行うのに不適切な企画
 - ⑤ その他、当実行委員会が不適当と判断した場合
- (4). 模擬店の出店時間及び教室企画の開催時間は当実行委員会が定めるものを遵守しなければならない。
- (5). 秋祭における各企画は、参加者の責任において行うものとする。
- (6). 準備時、企画中及び片付け時の貴重品の管理は参加者が責任をもって行うものとする。 万が一盗難が発生した場合は、当実行委員会に報告すること。
- (7). 当実行委員会は、参加者が企画を実施する際に生じる不利益に対して一切責任を負わない。

第7条【ステージ参加】

- (1). 出演団体が決定後改めて希望日時を調査する。 その後当実行委員会によりスケジュールを決定する。
- (2). 出演時間は準備撤収を含めての時間であり、準備撤収時間を含めて申請する必要がある。 全ステージの出演希望団体は、ステージ選考資料(映像:DVD 形式)を提出する必要がある。 詳細に関しては第1回総会にて配布する選考資料提出用紙を参考すること。
- (3). 当日のステージ運営における判断は、原則的に当実行委員会が行う。 その際、出演時間を無断で延長する様な行動を取った場合や、機材の破損、無断キャンセル、出演時刻への 遅刻等、著しく運営に支障をきたす行為を行った場合は罰則・罰金を課す場合がある。
- (4). 当日は、諸事情により急遽ステージスケジュールの変更を行う場合がある。 その際、ステージ運営自体に影響を及ぼした団体は出演を断る可能性がある。 その際には参加運営費の返還は行わない。
- (5). 準備撤収時間については団体が希望している時間が適当でないと判断した場合、時間の変更をすることがある。

第8条【広報・宣伝活動】

- (1). あらゆる広報活動は、来場者の迷惑にならないように行わなければならない。
- (2). 秋祭当日に当実行委員会の許可なくチラシ等の配布、設置による広報は、一切禁止とする。
- (3). 以下のような広報活動は認められない。
 - ① 商品を所持しながらの広報活動(売り歩きを含む)
 - ② 特定の政治団体、宗教団体に偏向した広報活動
 - ③ 企業名、商品名、商標などの広報活動を主な目的としている広報活動

- ④ 学内で行うのに不適切な広報活動
- ⑤ 秋祭の趣旨を著しく逸脱した広報活動
- ⑥ その他、当実行委員会が不適切であると判断した広報活動
- (4). 事前の広報活動においても、当実行委員会が不適切だと判断した場合は、参加者は速やかにその広報活動を 停止しなければならない。

第9条【装飾】

- (1). 模擬店・教室への装飾は、秋祭終了後完全に元の状態に戻せるもののみ許可する。
- (2). テントへの装飾は当実行委員会の指示にしたがうものとする。 装飾可能かどうか、不明な場合は必ず当実行委員会の指示を仰ぐこと。
- (3). 装飾において使用するテープ類は、養生テープ等の当実行委員会が定めたもののみ使用を許可する。

第10条【準備】

- (1). 秋祭を理由とした夜間残留は、前日も含め一切認めない。
- (2). 参加者は備品の受け渡しの際、当実行委員会の指定した時間を遵守する義務を負う。 指定時間外に受け取りに来た場合は、円滑な受け渡しが行われない場合がある。

第11条【販売活動】

(1). 食品販売を行う参加者は、ウェルネスセンターによる衛生講習会に出席しなければならない。 遅刻すると衛生講習会には参加できないので時間を厳守すること。

衛生講習会に欠席した参加者の食品販売は認められない。

また、出店の際は、衛生講習会への参加証明書を店頭に掲示しなければならない。

- (2). 食品販売を行う場合、衛生講習会に出席した者が1名以上、販売場所にいなければならない。
- (3). アルコール類販売も食品販売に含まれる。詳しくは第13条【アルコール類の販売】を参照のこと。
- (4). 食品販売を行う場合、1 日目に搬入したすべての食品は必ず当日中に持ち帰り、翌日に持ち越してはならない。
 - 1日目終了後に大量の食品を残している参加者には、2日目の出店停止を行う場合がある。
- (5). 食品を扱う団体は、公衆衛生に対して細心の注意を払い、責任を持って行動しなければならない。
- (6). 販売活動を行う参加者は、販売品目及び販売価格を参加企画書と食品販売調査書に記入し提出する義務を負う。

以下のような食品・物品の販売は認められない。

- ① 学内での販売が不適切であると思われる食品・物品
- ② 秋祭の運営に支障をきたす恐れのある食品・物品
- ③ 衛生上の問題がある食品・物品
- ④ 販売価格が不適切であると当実行委員会が判断した食品・物品
- ⑤ ビン容器を使用した食品・物品。ただし、ほかの容器に移し替えた場合は、この限りではない。
- ⑥ その他、当実行委員会が不適切だと判断した食品・物品
- (7). 事前に申請した品目以外の食品・物品の販売や、申請した価格とは異なる価格での販売は禁止する。 値下げの販売が発覚した場合、当実行委員会による厳重な処罰が科せられる。

- (8). 許可されていない場所での販売活動は禁止とする。歩き売り等の行為も一切禁止とする。
- (9). 執拗な販売勧誘は禁止とする。
- (9). 販売上の一切のトラブルは、当事者間で解決することを原則とする。

第12条【アルコール類の販売】

アルコール類の販売に関して、大学側の許可が得られた場合は以下のような対処を取る。

- ① アルコールリストバンド方式行う。
- ② リストバンドは、実行委員会が発行するもの以外の使用は一切認めない。
- ③ アルコール類の販売を希望する参加者は、事前に販売申請をして許可を得なければならない。
- ④ アルコール類の販売を希望する参加者は、当実行委員会が事前に開催するアルコール講習会に出席しなければならない。

アルコール講習会に欠席した参加者のアルコール販売は認められない。

- ⑤ アルコール度数は15度未満とし、自作のカクテルや焼酎お湯割り等も禁止する。
- ⑥ アルコール類の購入は1人1日リストバンド3本までとし、当実行委員会がリストバンドの販売本数によって管理する。
- ⑦ アルコール類のビン販売は一切禁止する。ただし、ビンに入ったお酒を紙コップに移しての販売は認める。
- (8) アルコール類の販売申請が多すぎる場合には、アルコール類の販売量を制限する場合がある。
- ⑨ アルコール類の販売価格は、当実行委員会の定める一律価格に従うこと。当日の押し売りは一切禁止する。
- ⑩ 当日は、アルコール類を販売していることを明記した当実行委員会発行のポスターを店頭に掲示しなければならない。
- ① アルコール類を販売する参加者は、当実行委員会に販売量と売り上げを報告しなければならない。
- ② 中身を確認することが難しいため、ビールサーバーの使用は一切禁止とする。
- ③ 原則として、当実行委員会が指定するエリアでの販売のみとする。
- ④ アルコール類の販売を行う場合、アルコール講習会に参加したものが1名以上、販売場所にいなければならない。

第13条【火気の使用】

- (1). 火気を使用する場合は、当実行委員会が事前に開催する防火講習会に出席しなければならない。 防火講習会に欠席した参加者の火気の使用は認められない。
- (2). 秋祭当日は防火講習会に出席した者が1名以上、販売場所にいなければならない。
- (3). 屋内での火気の使用の場合は、IH クッキングヒーターを使用すること。
- (4). 当実行委員会の許可を得ていない火気の使用は、カセットコンロ等も含め一切認められない. 火気を使用するためには、事前に申請を行わなければならない。
- (5). ガスボンベ、防火板、コンクリートブロック、レンガに関しては、当実行委員会が一括して貸し出しを行う。 火気を使用する場合、これらを消防署及び当実行委員会の指示に従い適切に使用しなければならない。

第14条【電力の使用】

(1). 電力を使用する参加者は、使用するすべての機器・使用電力数・使用目的を電力使用申請書に記入し、当実

行委員会に事前に提出の上、許可を得なければならない。

- (2). 当実行委員会の定める「一企画あたりの使用可能電力数」を超えた電力を使用することはできない。 秋祭当日はブレーカーが落ちる可能性があるため、当行委員会が指定したコンセント以外は一切使用することを認めない。
- (3). 事前申請した機器以外の使用は、PC・スマートフォン等の充電も含め一切禁止する。

第15条【車両入構】

- (1). 準備及び撤収作業のための学内への車両入構は、一企画につき1台に限り許可された場合のみ可能である。 車両入構を希望する場合、事前に当実行委員会に申請し車両入構許可書の発行を受けなければならない。 発行を受けた場合、車両入構許可書を秋祭当日に北門で提示しなければならない。
- (2). 当実行委員会の定める時間・場所以外の車両入構は禁止とする。

第16条【片付け】

(1). 秋祭終了後、参加者は企画に使用した場所を使用前の状態に戻し、備品を指定された時間内に使用前の状態に戻して返却する義務を負う。

備品を破損・紛失した際は速やかに当実行委員会まで申し出ること。

(2). 当実行委員会の清掃等のチェックと承認を持って初めて企画が終了するため、チェックが終わるまで帰宅してはならない。

第17条【清掃】

- (1). 参加者は、当実行委員会が定めた分別方法に従ったゴミ箱またはゴミ袋を使用場所に設置する義務を負う。
- (2). 当実行委員会の指示があった場合には、参加者は秋祭期間中の清掃活動及びゴミの管理に積極的に協力する 8を負う。
- (3). 参加者は秋祭期間中ゴミ監視シフトに協力する義務を負う。 シフトに関しては参加者には希望時間を聞くが、最終的には当実行委員会で時間を決定するため希望通りに ならない可能性がある。
- (4). 参加者の活動により出たゴミの管理は、秋祭期間中は参加者が責任を持って行わなければならない。
- (5). 企画に伴って出たゴミについては、当実行委員会の指定する方法で分別し指定の場所まで運ばなければならない。

当実行委員会により分別が不十分であると判断された場合は、その場で参加者が再分別しなければならない。

(6). 参加者は秋祭終了後であっても、参加者自身によるゴミや汚れがあった場合、清掃をしなければならない。

第18条【前売り券】

- (1). 前売り券とは、秋祭当日以前に販売される秋祭当日有効の商品券を指す。
- (2). 前売り券の取り扱いに関して、以下に挙げる行為を禁止とする。
 - ① 前売り券を持っている人への優先的な販売
 - ② 不当に安い価格での販売
 - ③ 模擬店企画以外での、前売り券の販売

- ④ アルコール類と交換できる前売り券の販売
- ⑤ その他、当実行委員会が不適切と判断した前売り券
- (3). 販売物が売り切れた場合、前売り券の払い戻しに応じなければならない。
- (4). 前売り券及びそれに相当すると判断されるものに関する一切のトラブルは、当事者間で解決することとし、 当実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

第 19 条【喫煙】

参加者は、秋祭当日来場者と同様に、あらかじめ決められた場所での喫煙のみ許可される。

第20条【個人情報の管理】

- (1). 当実行委員会は、円滑な作業を進め充実した秋祭を開催するために、参加者の個人情報を最低限取り扱うものとする。
- (2). 当実行委員会は、当実行委員会が取得する参加者の個人情報について、秋祭に関連するもの以外には一切使用しないものとする。
- (3). 当実行委員会は、当実行委員会が保有する参加者の個人情報について個人データの漏洩、改ざん、紛失等を防止するため、細心の注意を払って取り扱う。
- (4). 当実行委員会は、参加者の個人情報をあらかじめ本人から同意を得た提供先以外の第三者に提供、開示等はしない。

第21条【参加者による個人情報の取り扱い】

- (1). 参加者は、原則として他の団体・個人における個人情報を取扱うことはできない。
- (2). 参加者がやむなく個人情報を取り扱う場合には、個人情報提供者の同意をとって行うこと。
- (3). 個人情報は必要最低限の範囲での使用のみ認める。
- (4). 個人情報を用いた宣伝活動は認めない。

第22条【当実行委員会との連携】

- (1). 参加者は、総会への出席義務を負う。
- (2). 当実行委員会から指示を受けた際には、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3). 事故等が発生した場合には、速やかに当実行委員会に報告しなければならない。
- (4). 担当者は当実行員会からの連絡を確認し、返信の必要がある場合には期限内に返信する義務を負う 当実行委員会から参加者への連絡はメールにて行う。
- (5). 担当者等の団体情報に変更がある場合は必ず当実行委員会に連絡しなければならない。

第23条【罰則】

参加者は本規約を遵守しなければならない。

本規約の定める条項に違反した場合、または当実行委員会が罰則の適用が必要だと判断した場合は状況に応じて下記の処置をとる。

① 企画の中止

- ② 秋祭・七夕祭共通参加資格停止リストへの追加※1
- ③ 損害賠償金の徴収※2
- ④ 罰金の徴収※3
- ⑤ 大学側への事実報告
- ※¹秋祭・七夕祭共通参加資格停止リストからの削除には、追加後 1 年以降に秋祭実行委員会及び七夕祭実行 委員会にて審議され、代表、運営局長(七夕祭実委員会の場合は事務局長)の承認を得なければならない。
- ※2備品の破損・紛失、使用施設の破損等をした際に秋祭終了後徴収する。
- ※3秋祭の運営に重大な影響を及ぼす違反をした場合、来場者や他の参加者に危害を与える行為をした場合、秋 祭終了後に徴収する。

金額はその行為によって決定するものとする。

:

附属

- (1). 本規約は今後参加者の承諾なく訂正・変更・追加されることがある。 その場合はメール及び第 23 回慶應義塾大学秋祭の web(http://akimatsuri.sfc.keio.ac.jp/)にて告知するので 必ず内容を確認すること。
- (2). 本規約は、7月12日(土)を施行とする。